

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県監査委員（以下「実施機関」という。）が、令和7年1月23日付け監査第723号（以下「本件処分1」という。）及び同年2月19日付け監査第890号（以下「本件処分2」という。）で行った公文書不開示決定（以下本件処分1乃至本件処分2を併せて「本件処分」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和7年1月9日付け及び同年2月6日付けでそれぞれ埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、別表に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し実施機関は、いずれも「請求内容に合致する公文書は存在しないため」と理由を付記して本件処分を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、本件処分1について、令和7年2月10日付けで、開示しない公文書のうちいずれか一方の開示を求めて審査請求（以下「本件審査請求1」という。）を行った。
- (4) 審査請求人は、実施機関に対し、本件処分2について、同年5月2日付けで、開示しない公文書のうちいずれか一方の開示を求めて審査請求（以下「本件審査請求2」という。）を行った。
- (5) 当審査会は、本件審査請求1について、同年3月14日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問（諮問第397号）を受けるとともに、弁明書及び反論書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、本件審査請求2について、同年6月3日に実施機関から条例第24

条の規定に基づく諮問（諮問第401号）を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。

- (7) 当審査会は、同年12月1日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (8) 当審査会は、諮問第397号及び第401号について、審査請求人が同一であること、審査請求の内容及び本件処分が同様であると認められることから、これらを併合することとし、令和8年3月9日付けで、審査請求人及び諮問庁に通知した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

本件処分1及び本件処分2について、開示しない公文書の1、2についてどちらか一方の開示を求める。

#### (2) 審査請求の理由

ア 本件処分1について、「不存在」と記載されているが、監査事務局職員に対する懲戒事由発生可能性を伴う刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項告発義務違反による刑法（明治40年法律第45号）第104条証拠隠滅罪の恐れがある。

イ 要件事実に関する否認・抗弁・反証証拠等の提出を行わず住民監査請求を却下しており、公務員職権乱用罪（刑法第193条）の故意（刑法第38条）の表明となっている。

ウ 監査委員への損害賠償請求権行使不作為・不当利得返還請求権行使不作為は背任罪（刑法第247条）を構成する。

エ 審査請求の審理手続において、諮問に付する通知文書送付一定期間不作為などにより、未必の故意ではない確定的故意が推定される。

オ 故意（刑法第38条）・故意過失（民法（明治29年法律第89号）第709条）の主観的要件が充足されることから、請求内容1と2の両方不開示は論理的整合性がない。

カ 本件処分2について、「不存在」と記載されているが、監査事務局職員に対する懲戒事由発生可能性を伴う刑事訴訟法第239条第2項告発義務違反による刑法第104条証拠隠滅罪の恐れがある。

キ 監査委員による住民監査請求要件審査票には虚偽の記載があり、監査委員のねつ造である。この監査委員の行為は監査結果という公文書に意図的に虚偽の記載をしたものであり、虚偽公文書作成罪を構成する。

ク 故意（刑法第38条）・故意過失（民法第709条）の主観的要件が充足されることから、請求内容1と2の両方不開示は論理的整合性がない。

### (3) 反論書の趣旨

刑事訴訟法第239条第2項要件事実「その職務を行うことにより」該当非該当事由等が明らかにされておらず、認否する事実が不記載であり無効な弁明書である。

## 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。
- (2) 本件処分1で不開示決定を行った文書1については、監査第106号及び監査第413号の決定に関わった監査委員及び監査事務局長に対して、「公務員職権乱用罪」が適用される事実が発生していないため、構成要件、違法性阻却事由、期待可能性について判断する理由がない。
- (3) 本件処分1で不開示決定を行った文書2については、監査委員や監査事務局職員が損害賠償請求を求められた事実が発生していないため、請求人が求める公文書自体が存在しない。
- (4) 本件処分2で不開示決定を行った文書1については、監査第106号及び監査第413号の決定に関わった監査委員及び監査事務局長に対して、「虚偽有印公文書作成罪」等が適用される事実が発生していないため、構成要件、違法性阻却事由、期待可能性について判断する理由がない。
- (5) 本件処分2で不開示決定を行った文書2については、監査委員や監査事務局職

員が損害賠償請求を求められた事実が発生していないため、請求人が求める公文書自体が存在しない。

(6) よって、本件処分は妥当である。

## 5 審査会の判断

(1) 開示しない理由の提示について

- ア 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないときは、条例第14条第2項の規定に基づき、開示請求者に対して、当該決定をした旨を書面により通知しなければならないとされている。また、本件処分は本件開示請求に対し、公文書を開示しない、すなわち申請を拒否するものであることから、埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号。以下「手続条例」という。）第8条第1項の「申請により求められた許認可等を拒否する処分」に当たり、同処分をする場合には、手続条例第8条第1項及び第2項本文の規定により、申請者に対する処分と同時に理由を示さなければならず、当該処分を書面でするときは、理由も書面で示さなければならないとされている。この理由の提示は、行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて、不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられていると解され、提示されるべき理由としては、不開示とする部分について、所定の開示理由のどれに該当するのかが開示請求者がその根拠とともに了知し得るものでなければならない（最高裁判所昭和60年1月22日第三小法廷判決・民集39巻1号1頁、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決・集民166号773頁参照）。
- イ 本件不開示決定通知書の開示しない理由の欄には、「文書不存在のため（文書不存在の理由）請求内容に合致する公文書は存在しないため」と記載されていた。しかしながら、この記載では、対象公文書がそもそも作成されてはいないのか、作成されたものの保存年限の到来による廃棄等の事情で保有されなくなったのか、あるいは文書自体は存在するが組織的に用いられていないため公文書に該当しないと判断したのか等の事情を開示請求者において判別できず、不開示とされ

た理由を了知することができないものと言わざるを得ない。

ウ しかし、提出された弁明書において、上記4のとおり文書が存在しない理由について補足的に説明がされており、開示請求人にとって了知し得る理由が提示され、それに対する反論の機会も保障されていた。

エ 弁明書に記載の文書不存在の理由については不自然、不合理な点は見受けられず、当審査会が実施機関に聴取したところ、その他に実施機関が請求内容に合致する文書を作成すべき具体的な事情も見受けられなかった。

オ よって、理由の提示については、不足があるものの、その後弁明書により補完されたものと認められる。

(2) 小括

以上のことから、本件処分は妥当である。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 付言

本件処分は上記のとおり妥当であるが、情報公開制度の趣旨を鑑みれば、原処分不開示決定において、開示請求人が了知し得る具体的な理由を記載すべきである。実施機関においては、今後この点に留意して適切に対応することが望まれる。

(答申に関与した委員の氏名)

洞澤 秀雄、田畑 麗菜、松村 好恵

### 審議の経過

年 月 日	内 容
令和7年 3月14日	諮問(諮問第397号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和7年 6月 3日	諮問(諮問第401号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和7年10月20日	審議(第三部会第194回審査会)

令和7年12月 1日	実施機関から意見聴取及び審議（第三部会第195回審査会）
令和8年 1月19日	審議（第三部会第196回審査会）
令和8年 2月19日	審議（第三部会第197回審査会）
令和8年 3月25日	答申

別紙

諮問番号	原処分	開示請求する公文書の名称又は内容（一部抜粋）
397	本件処分1	<p>1、知事・106号413号監査委員・監査委員事務局長どのが、公務員職権乱用罪（刑法第193条）構成要件非該当・違法性阻却事由存在・期待可能性不存在と認識されている根拠を確認できる文書（規定・埼玉県住民監査請求取扱要領・全国町村監査委員協議会編監査必携・条例や特別法など・判例・論文その他）</p> <p>2、立法事実存在の抗弁を提出していない知事どのが民法644条善管注意義務にもとづき、監査委員等に対し監査結果表明日からの遅延利息損害賠償請求権（民法719条）を行使したことが確認できる文書</p>
401	本件処分2	<p>1、106号413号監査委員・監査委員事務局長どのが、虚偽有印公文書作成罪（刑法第156条）及び同行使罪（同法第158条）構成要件非該当・違法性阻却事由存在・期待可能性不存在と認識されている根拠を確認できる文書（規定・埼玉県住民監査請求取扱要領・全国町村監査委員協議会編監査必携・条例や特別法など・判例・論文その他）</p> <p>2、立法事実存在の抗弁を提出していない知事どのが民法644条善管注意義務にもとづき、監査委員等に対し監査結果表明日からの遅延利息損害賠償請求権（民法719条）を行使したことが確認できる文書</p>